

## 職業実践専門課程の位置づけ

平成 23 年 1 月 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。



平成 25 年 7 月「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」報告

- 「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられる教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する。

→平成 26 年 4 月「職業実践専門課程」認定学科がスタート



平成 29 年 3 月「これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）」

- 職業実践専門課程は、教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組の枠組として位置づける。



H29.5月  
専門職大学・短期大学の  
創設

- ・制度創設より 5 回の認定を行い、平成 29 年度認定までに、954 校 2,885 学科が認定され、専門学校全体の 33.8%、専門学校 2 年制以上の 38.9% を占めるに至っている。
- ・平成 29 年度より既認定学科に対するフォローアップをスタートした。

### 平成29年3月「これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）」

#### [中長期的課題]

職業実践専門課程の質保証・向上に向けて、特に企業等連携による取組内容の実質化を図っていくことが重要である。その際には、例えば、職業実践専門課程の特色の一つである、企業等の連携による教育課程編成委員会等について、企業等との連携による教育課程の編成結果及びその実施状況について、学校関係者評価の対象に含めること等により、学校自身による教育の質の点検・評価と改善に関する主体的な取組（内部質保証）がより有効に機能する方策を探る必要がある。

また、職業実践専門課程の質保証・向上の観点からは、認定後の取組充実の状況を確認し、促進する枠組みとして、第三者評価の導入を進めていくことが必要となると考えられる。その際の第三者評価は、学校における内部質保証を前提としたものとするとともに、学修成果をより意識した、専修学校の特色・強みを生かした、実効性のある第三者評価システムを構築していくことが望まれる。

#### <今後の主な検討課題>

- ① 企業等連携による取組内容の実質化を図っていくために、「学校自身による教育の質の点検・評価と改善に関する主体的な取組（内部質保証）がより有効に機能する方策」を検討
- ② 学校における内部質保証を前提とした「学修成果をより意識した、専修学校の特色・強みを生かした、実効性のある第三者評価システム」の検討

### 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）（抄）

#### 第2章 人づくり革命 3. 高等教育の無償化

（これまでの取組と基本的考え方）

……。貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても意欲さえあれば **専修学校**、大学に進学できる社会へと改革する。……。

（支援対象となる大学等の要件）

こうした支援措置の目的は、大学等での **勉学が就職や起業等の職業に結びつく** ことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子供たちが大学等でしっかりと学んだ上で、 **社会で自立し、活躍できるようになること** である。このため、支援措置の対象となる大学等は、その特色や強みを活かしながら、 **急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成する** ため、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追求と実践的教育のバランスがとれている大学等とする。……。

専修学校についても、

- ①そこでの「**勉学が就職や起業等の職業に結びつくこと**」
- ②そこでしっかりと学んだ子供たちが「**社会で自立し、活躍できるようになること**」が学修成果として期待されている。

## 現行の考え方

「職業実践専門課程」 = 「企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に取り組む専門課程」

### 主な認定要件

- ・ 企業等と連携体制（教育課程編成委員会）を確保して教育内容等の教育課程を編成
- ・ 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- ・ 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- ・ 企業等と連携して、学校評価（学校関係者評価）と情報公開を実施

「取組内容の実質化」の視点として、企業等との連携状況に加えて、

- ①最新の实務の知識等を身につけられるよう教育課程が編成されているか。
- ②実践的な職業教育の質の確保に取り組んでいるか。

が必要ではないか。

その際、「学修成果」をより意識して「取組内容の実質化」を考えていくことも必要ではないか。

## 「取組の実質化」を促す手法として考えられるもの

### ○大臣認定の枠組みの見直し

- ・ 認定要件・審査における確認の観点等の見直し（実施要項等）
- ・ フォローアップの観点・方法の確立

職業実践専門課程の要件として求められる取組が、教育の高度化と改革に機能することを合理的に確認できるように、審査（フォローアップ）における確認プロセスの重点化・効率化を図る。

### ○内部質保証の充実

- ・ 自己評価、学校関係者評価の実質化
- ・ 第三者評価の位置づけの整理

(参考)  
非認定学科の実施率  
自己評価78.4%  
学校校関係者評価37.6%

職業実践専門課程において行われる質保証の取組が、各学校における教育の高度化と改革を促進していくように、留意すべき観点を示し、各学校の取組を促していく。

### ○情報発信の効果的な手法・徹底

職業実践専門課程における情報発信の取組が、教育の高度化と改革を目指す専門学校の姿として認知されることにつながっていくように、その在り方を検討していく。

先に挙げた①最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程が編成されているか。  
②実践的な職業教育の質の確保に取り組めているか。等の視点も含め、取組内容の実質化を図るための手法としてどのような点に留意すべきか。